

令和2年第2回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和2年2月13日(木)

午後 3時15分閉会

2 場 所 教育委員室

3 出席者 高田教育長, 市川委員, 西川委員, 中秋委員

4 説明員 中川教育次長, 堀川教育振興課長, 吉本学校教育課長,  
山口教育振興課教育企画係長

5 会議事件

付議案件

報告第 1号 臨時代理処分の承認について

(竹原市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に  
ついて(竹原市立認定こども園設置及び管理条例施行規則(案)))

議案第10号 県費負担教職員の任免その他の進退についての広島県教育委員会  
への内申について

議案第11号 竹原市教育委員会永年勤務職員表彰について

議案第12号 令和元年度準要保護児童及び生徒の認定について

議案第13号 令和4年度以降の竹原市の成人を祝う会の開催方針について

議案第14号 竹原市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に  
ついて(教育課程に関する基本的事項の策定について)

議案第15号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について  
(令和元年度教育委員会関係補正予算案)

議案第16号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について  
(令和2年度教育委員会関係当初予算案)

議案第17号 竹原市ICT支援員設置要綱案

議案第18号 竹原市学校司書設置要綱案

議案第19号 竹原市非常勤講師設置要綱案

議案第20号 竹原市理科観察実験アシスタント設置要綱案

議案第21号 竹原市立中学校部活動指導員設置要綱案

議案第22号 竹原市社会教育指導員設置及び服務規則を廃止する規則案

議案第23号 竹原市教育相談員設置及び服務規則の一部を改める規則案

議案第24号 市立竹原書院図書館長の服務に関する規則の一部を改める規則案

議案第25号 市立竹原書院図書館嘱託員設置規則の一部を改める規則案

議案第26号 竹原市嘱託学芸員設置要綱の一部を改める告示案

○高田教育長 ただいまから、令和2年第2回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。お諮りいたします。議案第10号から第12号は個人情報であるため、議案第14号から議案第16号は成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とし、報告第1号の前に付議し、議案第17号から議案第21号、議案第23号から議案第26号はそれぞれ関連議案であるため一括で付議することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第10号から第12号は個人情報であるため、議案第14号から議案第16号は成案になる前の内部検討の段階であるため、非公開とし、報告第1号の前に付議し、議案第17号から議案第21号、議案第23号から議案第26号はそれぞれ関連議案であるため一括で付議することに決定しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 以上で非公開の議題は終了しました。続いて、報告第1号「臨時代理処分の承認について（竹原市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取について（竹原市立認定こども園設置及び管理条例施行規則

(案)))」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長

報告第1号竹原市立認定こども園設置及び管理条例施行規則についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならないとなっており、竹原市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則では、竹原市が設置する幼保連携型認定こども園に係る事務のうち、教育委員会の意見を聴取する事項について、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関する事、幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関する事、その他教育委員会の権限に属する事務と密接な関係を有するものとして市長が認めるものの3つが挙げられております。今回、竹原市立認定こども園設置及び管理条例施行規則案について市長から意見を求められたのですが、緊急を要し、かつ教育委員会を招集するために時間的に余裕がなかったため、教育長に対する権限委任規則第4条第1項の規定により臨時代理処分したため、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容については、教育委員会に関する部分の話をしますと、第3条認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。第4条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、教育及び保育を提供するものとする。この部分が大きな部分であります。

その他の部分でも教育委員会の権限に属する事務と密接な関連のある内容であるということで同意したものであります。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員           第5条にたけのここども園の定員が130人という表記ですが、現状として定員に対してどのようになっているのか。オーバーしているという状況はあるのですか。

○中川次長           今の3園の統合当初は、年長が2クラスになり、若干130人を超える状況に1年はなります。基本的には年齢ごとの学級と担任の設計が1クラスずつの設計となっていますので、令和2年度1年間は遊戯室の一部を単学級と代替えして、それ以降は各年齢1クラスになるように調整することとしまして、今のところ定員以内におさまっていると聞いております。

○西川委員           定員を超えて入れなかった時の条項が規則にあるのか気になります。

○中川次長           幼保連携型と保育所型に公立は分かれていますのですが、前段として私立の民間のこども園、竹原市内は東野保育所を除いて全てこども園になりますので、そこについては小学校のような学区制もありませんので、たけのここども園が定員になれば、竹原こども園か吉名こども園に回っていただく、場合によっては抽選を行う。これは条例規則ではなく運用の中で、例えば、兄弟がいるからその子が優先的に入れます、2子目、3子目を優先するというのはございます。規則にはそこまで細かいことは書けません。

○西川委員           今は定員を超える状況になるだろうということですね。

○中川次長           たけのここども園は、開園当時はほぼ定員に近い状態で1年間いくと思いますが、それ以後については規則にあるとおりこれを上限として、一番難しいのは、1号さんが2号に行く、9時から2時の幼稚園の教育保育時間が、2号さんは4時半までのいわゆる保育所の時間となりますから、今無償化になっている状態の中で、2号の方が同じ無償ならメリットがある。中央幼稚園等の状況を聞いていると、当初1号さん、2号さんと分かれています。1号さんが減る傾向があるとのこと。そのところで

は、この中でまたバランスをとっていくことはありますので、そこはどうしても定員のところの規則を改正しないと不都合という場合にはあるかもしれませんが、今のところは最大限をみて定員を決めています。西幼稚園においても定員は多いままで規則は変えていません。

○市川委員 1号さんと2号さんは、1号さんは、土曜日等は預かり保育とあるので、残りたい人は残るのですか。

○中川次長 そこは有料になります。1号で入りたいとして入った途端、通常14時で帰らなければいけない時間から4時半までの時間は有料になります。2号も同じですが、通常4時半から7時まで残る場合はその部分は有料。そうであれば、1号認定じゃなくて最初から2号でという感覚もあるのだと思います。

○高田教育長 お諮りいたします。報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第13号「令和4年度以降の竹原市の成人を祝う会の開催方針について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案第13号「令和4年度以降の竹原市の成人を祝う会の開催方針について」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条で教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行するとあります。項目については、青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関することということで、教育委員会の承認を求めるとでございます。議案書26ページをご覧ください。令和2年度以降の竹原市成人式の開催方針についてです。まず、

趣旨ですが、平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されることとなっております。成人式を実施する時期については、各自治体の判断によるものとされており、本市の成人式の開催方針（令和4年度（令和5年成人式）以降）について、次の通りとしたいものでございます。現状につきましては、成人式の時期や在り方に関しては、法律による定めはなく、各自治体の判断で行われており、多くの自治体において1月の成人の日前後に、20歳を対象として実施されているところであり、本市では、当該年度に20歳に到達する者を対象として、成人の日前の直近の土曜日に実施しております。現在他市町の状況でございますが、県内で2市、広島市と東広島市が方針を表明しており、いずれも20歳で開催することとしております。成人式をめぐる動き等につきましては、法務省において、成年年齢引き下げを見据えた環境整備に関する関係省庁連絡会議の議長決定に基づき、この連絡会議の下に、成人式の時期や在り方等に関する分科会を設置し、今後の民法の成年年齢引き下げを見据えて成人式の時期やあり方について各地方自治体の検討に資する情報発信を行うための検討を行うこととしている。この分科会につきましては平成30年10月、11月、平成31年2月、3月、令和元年6月、7月、10月の7回開催されております。その中で、「18歳を対象に成人式を開催すると、参加者の多くは大学等受験または就職といった人生の選択を迫られる極めて多忙な時期であり、時間的・精神的・経済的に余裕がないことが考えられる。20歳を対象とすれば、参加者本人だけでなく家族も含めて落ち着いた環境で成人を祝うことができる。」「一度その地域を離れた人が成人式を機会に帰省し、同級生等と交流することがUターン就職のモチベーションとなり、地域の活性化につながる。」といった意見がでています。また、日本財団が17～19歳の男性400人女性400人計800人を対象に実施した調査（2019年1月）においても、2

0歳を対象に実施を希望している人が74%と圧倒的に多い状況でございます。それ以外に資料には掲載していませんが、各方面の要望書として協同組合日本写真協会、一般社団法人日本写真文化協会の連名で18歳対象と仮定すると受験期でもあり、和装着用して地域の多くの青年が一度に集う機会が失われることが懸念され、これにより人生において唯一に近い和装に接する機会を失うことになりかねず、永い歴史をもち日本の伝統文化といえる和装の衰退につながることも問題として憂慮されます。飲酒等の制限は20歳のままであるため、全ての規制がなくなる20歳を対象に落ち着いた環境で20歳の成人の式典を迎えるよう各地方自治体へのご指導をお願いしたいという要望書が出されています。また、京都市においても成年年齢引き下げ後も20歳での成人式を国の基本方針とすることの要望書も掲げております。これらのことから、18歳での成人式を各市町が検討を行っている状況の中で、県内他市町がアンケートをとっているが、どこの市町も悩んでいる状況ですが、やはり受験等の状況の中で18歳での実施が難しいという意見が出ております。本市の考え方でございますが、進学や就職を控え、成人式への参加が困難であることが考えられる18歳ではなく、進学や就職に一区切りつき、参加しやすい状況にある20歳を対象年齢とすることで、より多くの参加者が見込まれる。18歳を対象とすると、参加者の多くは大学等受験または就職を控え、人生の選択を迫られる極めて多忙な時期であり、時間的・精神的・経済的に余裕がないことが考えられる。20歳は、進学や就職等、一定の社会経験を経ていることから、成人として社会に貢献することの重要性等について、より効果的に啓発できる。こうしたことから、対応方針として、本市においてもこれまでどおり、20歳を対象として式典等を実施することとし、式典の名称については今後検討していくこととする方針で実施したいと考えております。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。民法の成年年

年齢が引き下がりますが、種々の検討を踏まえ、成人式の対象は今までどおりとしたいというものですが、ご意見、ご質問はないですか。

○中秋委員      私の家の中でも子供とも話をしていたのですが、18歳では就職するにしても進学するにしても忙しいので18歳より20歳の方がいいという意見だったので、私としても方針には賛成です。

○市川委員      今も1月15日に開催なので、今でも2月3月生まれはその時では成人ではないですが、イメージ的には20歳を対象に、成人式というのはおかしいという意見もあるので、20という区切りでおかしいという人はいないと思うので、会をするのであれば、20歳の会等としたらよいのではないかと思います。

○高田教育長      お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○市川委員      はい。

○西川委員      はい。

○中秋委員      はい。

○高田教育長      御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第17号「竹原市ICT支援員設置要綱案」、議案第18号「竹原市学校司書設置要綱案」、議案第19号「竹原市非常勤講師設置要綱案」、議案第20号「竹原市理科観察実験アシスタント設置要綱案」、及び議案第21号「竹原市立中学校部活動指導員設置要綱案」を関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長      議案第17号から議案第21号について説明します。これらの設置要綱案は、すべて令和2年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることを踏まえ、新たに要綱を整備するものです。これらの職は現在も内規で整理し、設置しておりましたが、今後、この法改正により会計年度任用職員制度が導入されることから要綱として明確



化しようとするものです。なお、介助員や校務補助員のようにその職務を行う上で必要な資格等の要件のないものについてはこれまでどおり内規で整理しております。これまでの教育委員会でも何度か地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律について、関連して審議いただいております。これまで地方公務員法第3条第3項、第17条の2及び地方公務員法第22条により非常勤職員や臨時職員として配置してきた者について、国よりその任用の仕方が不適切であると判断されたため、この法改正により、一般職と特別職の区分が明確化されます。令和元年第11回の定例会の際に、この区分の明確化のため、特別職を定める条例改正案や条例案等を審議いただいております。本日は、これにより特別職以外となった職について一般職として任用するための規則・要綱等を整備する議案を上程しています。まず、一般職として任用する際の身分は、すべて地方公務員法第22条の2第1項第1号となります。任期は、1会計年度を超えない範囲内となります。また、報酬については、竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の定めるところとなります。なお、ATLについては、外国語教育の充実等を通じた我が国及び各地域の国際交流の促進を図るという政策目的の下におこなわれる職務の特殊性を有していることに加え、全国で円滑に事業を行えるよう在外公館等で一括した募集や派遣を実施していること等の事情を有しており、このようなJETプログラム参加者の勤務の特殊性等を考慮する必要があると考えられ、その際、報酬については、必要な条例の整備を行った上で例外的に従前の報酬体系・水準を維持することが考えられるとされており、この報酬部分が例外的な取り扱いになりますので、現在調整中です。今後の教育委員会に上程させていただく予定です。それでは、これより各設置要綱について説明します。新規要綱であるため、本来は全文を読み上げるところですが、同じ会計年度任用職員に関連する要綱であり共通事項が多いため、趣旨、任用の条件と職務を中心に説明してまいり

ます。まず、議案第17号「竹原市ICT支援員設置要綱案」でございます。ICT支援員は情報通信技術、ICTを活用した教育の推進及び教育のICT活用指導力の向上を図るために、市費で配置しているものであります。任用にあつたては、第4条において、情報処理等の資格を有していること、ICTに関する知識及び職務経験を有すると認められる者から任用することとし、その職務は、第8条において、ICT機器を活用した授業支援、ICT機器の操作及び活用に関する助言、ICTの効果的な活用方法に関する研究及び啓発、前項に掲げるもののほか教育委員会の指示する事項としております。つづいて、議案第18号「竹原市学校司書設置要綱案」でございます。学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、市費で配置するものであります。任用については第4条で図書館法に基づく司書の資格又は学校図書館法に基づく司書教諭の資格を有する者又は、学校司書の職務を遂行するための熱意と識見を持っている者としております。職務については第8条で学校図書館の管理運営に関する事、蔵書の管理及び整備に関する事、学校図書館の振興に関する事及び前項に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項としております。つづいて、議案第19号「竹原市立学校非常勤講師設置要綱案」でございます。児童生徒の教育活動の充実を図るために市費で配置する非常勤講師でございます。病休等で県費職員が休む際に、県の任用手続きが完了するまでのつなぎの間、市費として任用したり、突発的な生徒指導上の諸問題等で教職職員定数として配当された教職員のみで対応しきれない場合に支援として緊急に任用する場合がございます。そのほか、あらゆる臨時に教員を配置するものであります。任用としては、教員許状を有する者であり、必要な熱意、識見及び能力を有することとあります。職務については、教科指導及び校長の指示する事項としております。続いて、議案第20号「竹原市理科観察実験アシスタント設置要綱案」でございます。国が実施する理科観察実験支援事業の

理科実験アシスタントを設置するためのものがございます。任用については、理科の観察実験活動に関する知識を有する者の中から教育委員会が任用するものであります。職務としては、理科室等の環境整備、理科の観察実験活動に係る準備、調整及び片付け、理科の観察実験活動の充実のために必要な業務、そのほか、校長の指示する事項となっております。つづいて、議案第21号「竹原市立中学校部活動指導員設置要綱案」でございます。竹原市立中学校及び義務教育学校における部活動の指導体制の充実及び適正な運営を図るために配置するものです。任用としては、専門的な知識及び技能を有する者、学校教育に関する十分な理解を有する者、各種目の技術指導に堪能で、20歳以上の者、学校の部活動又は地域のスポーツ若しくは文化活動の指導経験を有する者としており、職務内容は、実技指導、安全、障害予防に関する知識及び技能の指導、学校外での活動の引率、用具、施設の点検及び管理、部活動の管理運営、保護者等への連絡、年間及び月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応、その他、校長の指示する事項としています。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。説明にもありましたので内規等で設置していたのですが、地方公務員法、地方自治法の改正に伴い、要綱として定めるという内容です。

○市川委員           非常勤の講師の先生はよく聞くので分かるのですが、ICT支援員や理科アシスタント等は、すべての学校におられるのですか、それとも複数校を掛け持つということもあるのですか。

○吉本課長           ICT支援員は現在市内で1名で順番に回らせています。月初めに、各校で希望をとって、計画を立てて配置しています。理科アシスタントについては、毎年1校、順番に回るようになっています。時間数は多くないのですが、国の事業で国の補助が3分の1出ているのですが、それを活用しています。

○西川委員           部活動指導員についてですが、部活動の顧問ができるとの記載がありま

すが、昔は学校の先生がみなさん顧問されていたと思うのですが、現状として校外の方が、どの程度顧問という立場でやられているのですか。

○吉本課長 現在竹原市内で3名部活動指導員として任用しています。忠海中学校バレー部、竹原中学校のバレー部、賀茂川中学校の陸上部の3名にお願いしています。基準については、担当の教員が専門でなかったり、その割に活動が実数の多い部活動を基準としています。

○西川委員 この3名は顧問となっているのですか。

○吉本課長 顧問とはなっておらず、部活動指導員として顧問と同じく引率もでき、それだけの責任を持っていただいているということをお願いしています。

○西川委員 今後もどんどん広がっていくイメージでよいのですか。

○吉本課長 本来はそうあるべきですが、大きな課題として、人材がいない、それだけの責任を負われる方がいない、経費がかかるということがあります。この方たちは、普通の方より責任が重い分報酬も多いので、それなりの責任を負ってもらっている状況です。他の部活動に導入するとなると莫大な額となります。現在は県の補助を3分の1いただいています。

○西川委員 どの点が現実として難しいのですかね。

○吉本課長 一番は人材がいないという点です。

○高田教育長 学校教育法施行規則に位置付く職です。課長が説明したとおり、学校職員という立場になりますので、それなりの責任が求められるので、それなりの報酬が充当されている話です。都市部とか大学のある場所ですと、人材はいるのですが、竹原市に限らず、中山間地域等は人材の確保が課題です。

○高田教育長 採決については、一つの議案ごとにお諮りしていきます。それではお諮りいたします。議案第17号「竹原市ICT支援員設置要綱案」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第18号「竹原市学校司書設置要綱案」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第19号「竹原市非常勤講師設置要綱案」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第20号「竹原市理科観察実験アシスタント設置要綱案」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第21号「竹原市立中学校部活動指導員設置要綱案」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可決する

ことに決定いたしました。続いて、議案第22号「竹原市社会教育指導員設置及び服務規則を廃止する規則案」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 「竹原市社会教育指導員設置及び服務規則を廃止する規則案」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条に基づき、この議案を上程するものであります。竹原市社会教育指導員設置及び服務規則を廃止する規則を廃止する案でございます。提案理由は、社会教育指導員は、主として学級・講座等の直接指導といった社会教育の特定分野に関する指導・助言を行う者であるが、現在、学級・講座における指導者の多くは、民間に依頼しており、同職は平成19年度以降委嘱していない状況です。また、学級・講座等の開催の多くは、公民館現在の地域交流センターが担っており、その管理運営は市長が補助執行していることも踏まえ、本規則を廃止するため、この規則案を提出するものでございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 19年以降委嘱していない状況というのは何かの流れがあって委嘱しなくなったのだと思うのですが、どういった流れで委嘱しなくなったのですか。

○堀川課長 公民館での活動が活発になっており、予算計上上も難しくなったこともありますし、実態としては公民館の方での活動が充実しているだろうということで、委嘱していない状況です。活動の拠点はこちらにいて、地域に出向いて講座であるとかを指導助言をしていたというのが、平成19年以前ですがありました。

○西川委員 学校では語り部とか、この方が授業の時間をもらい何かをしていたというのはありますか。

○堀川課長 学校ではなくて、地域の公民館や福祉施設に出向いて、社会教育に関する啓発をしていました。公民館が多かったです。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第22号は、原案のとおり可決することに御異

議ございませんか。

○市川委員           はい。

○西川委員           はい。

○中秋委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。続いて、議案第23号「竹原市教育相談員設置及び服務規則の一部を改める規則案」、議案第24号「市立竹原書院図書館長の服務に関する規則の一部を改める規則案」、議案第25号「市立竹原書院図書館嘱託員設置規則の一部を改める規則案」及び議案第26号「竹原市嘱託学芸員設置要綱の一部を改める告示案」は関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長議案       第23号から第26号につきましては、先ほど学校教育課長が説明いたしました令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い一般職と特別職の区分が明確化され、一般職、会計年度任用職員として任用するための規則及び要綱を改正するものです。これまで各担当で規則を整備し、それぞれ表記に差がありましたが、今回の改正により、身分について、地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員となります。任用について、これまで任命・任用・委嘱など様々表記されていたものを教育委員会が任用するという表記に統一します。任期について、1会計年度を超えない範囲内とし、報酬につきましては、令和元年4月定例会で可決されました「竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」の定めることとなります。なお、市立竹原書院図書館嘱託員設置規則については、嘱託員という表記を改めるため規則名の改正も併せて行うものです。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。法改正により規則等の一部を改める議案ですが、いずれの議案についてでもいいので、何かありましたらお願いします。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第23号，議案第24号，議案第25号及び議案第26号は，原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○市川委員           はい。

○西川委員           はい。

○中秋委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって。議案第23号，議案第24号，議案第25号及び議案第26号は，原案のとおり可決することに決定いたしました。本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和2年第2回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和2年 2月13日   午後3時15分閉会